

介護予防・健康づくり施策の推進のための総合事業の見直しについて②
 （総合事業見直しの背景と課題解決に向けた取組②）

1 総合事業とは

➤ 総合事業の目的（再掲：第 2 回協議会資料）

要支援者等の方が地域とのつながりを維持しながら、その能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで自立意欲の向上につなげていくことを目的として、多様なサービスを総合的に提供する体制を構築すること。

➤ 事業内容（詳細は別紙 1 参照）

- ・ 身体介護等が必要な場合は要支援認定を受けて、「総合事業型」サービスを受ける。
- ・ 身体介護等が不要（又は不明）な場合は基本チェックリストを実施し、「支援強化型」のサービスを利用し、回復後に「支え合い」等のサービスを利用することができる。

〈3つのサービス類型〉

総合事業型 訪問・通所介護	要支援認定者が利用できる。従来の介護予防訪問・通所介護と同様のサービス。
支援強化型 訪問・通所介護	従来の訪問・通所介護に加えて、リハビリ専門職が関与する短期集中サービス。
支え合い 訪問・通所介護	地域住民がサービスの担い手となる緩和型のサービス。

2 運用の現状

総合事業が開始された平成 29 年度当初において、本市では原則として、身体介護が必要な方及び認知症の症状のある方以外の方は、地域包括支援センターを中心とした、基本チェックリストを活用した上で支援強化型のサービスの利用を案内する運用を想定していた。

しかし、窓口で初めて相談受付する時点で、申請を前提とした相談が多く、身体介護の必要性や認知症の症状の有無についての判断が難しいため、とりあえず要介護（要支援）認定申請に案内してしまうケースが多くある。

3 課題の抽出

➤ 総合事業の見直しの背景（要点再掲：第 2 回協議会資料）

第 7 期計画において総合事業（介護予防・生活支援サービス等）の振り返りを行った結果として抽出した課題を、第 8 期計画書（P. 31 中段）に記載。

- ・ 介護予防と機能回復を促すという観点から、基本チェックリストを活用した支援強化型・支え合いサービスの利用につながるケースを増やす必要がある。

➤ 課題の検討と課題解決に向けた取組

市役所（介護福祉課）の担当職員による検討会にて検討を行い、以下の課題を抽出し、課題解決に向けた取組を実施。

- ・ サービス利用者やその家族、サービスの担い手等に、制度の意義が理解・共有されていない。

⇒ サービスの担い手（地域包括支援センターの職員等）やサービスの受け手（利用者やその家族）に対する広報の充実や既存の手引きの改訂等により、制度の意義の周知を図るための取組みを推進。（第2回協議会にて報告）

- ・ 市役所（介護福祉課）や地域包括支援センターの窓口で相談を受け付ける段階で、身体介護等が必要な人かどうかの「振り分け」ができないため、とりあえず要介護（要支援）認定申請の手続きを案内してしまうことにより、基本チェックリスト（別紙2）を活用したサービスの利用者が伸びないのではないか。

- ・ 地域包括支援センターのみならず、市役所（介護福祉課）窓口での要介護（要支援）認定申請も多いことから、専門的な知識がない窓口職員でも、要介護（要支援）認定申請が必要な方か、基本チェックリストを活用し、介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業につなぐことで回復が見込める方かの振り分けを行える方法があればよいのではないか。

⇒ 窓口で相談を受付する時点で、要介護（要支援）認定申請が適当か、基本チェックリストの活用による早期のサービス利用が妥当かを判断するツールとして「窓口質問票」を当初より作成していたが、現在では、この質問票を活用することなく、要介護（要支援）認定申請を案内している現状があるため、「窓口質問票」をより使いやすいものに改訂し、事務フローの中に明確に位置付けることにより、活用を図っていききたい。（詳細は別紙3のとおり）。

※ 基本チェックリストとは、全25項目の質問で構成されており、基本チェックリストを実施することにより、生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげることにより状態悪化を抑制するためのツール（詳細は別紙2のとおり）。

4 今後の検討事項と課題

➤ 受け入れ体制（サービス提供体制）の充実

- ・ 支援強化型・支え合いのサービス提供事業所数が事業所の指定数に比べて少ない。

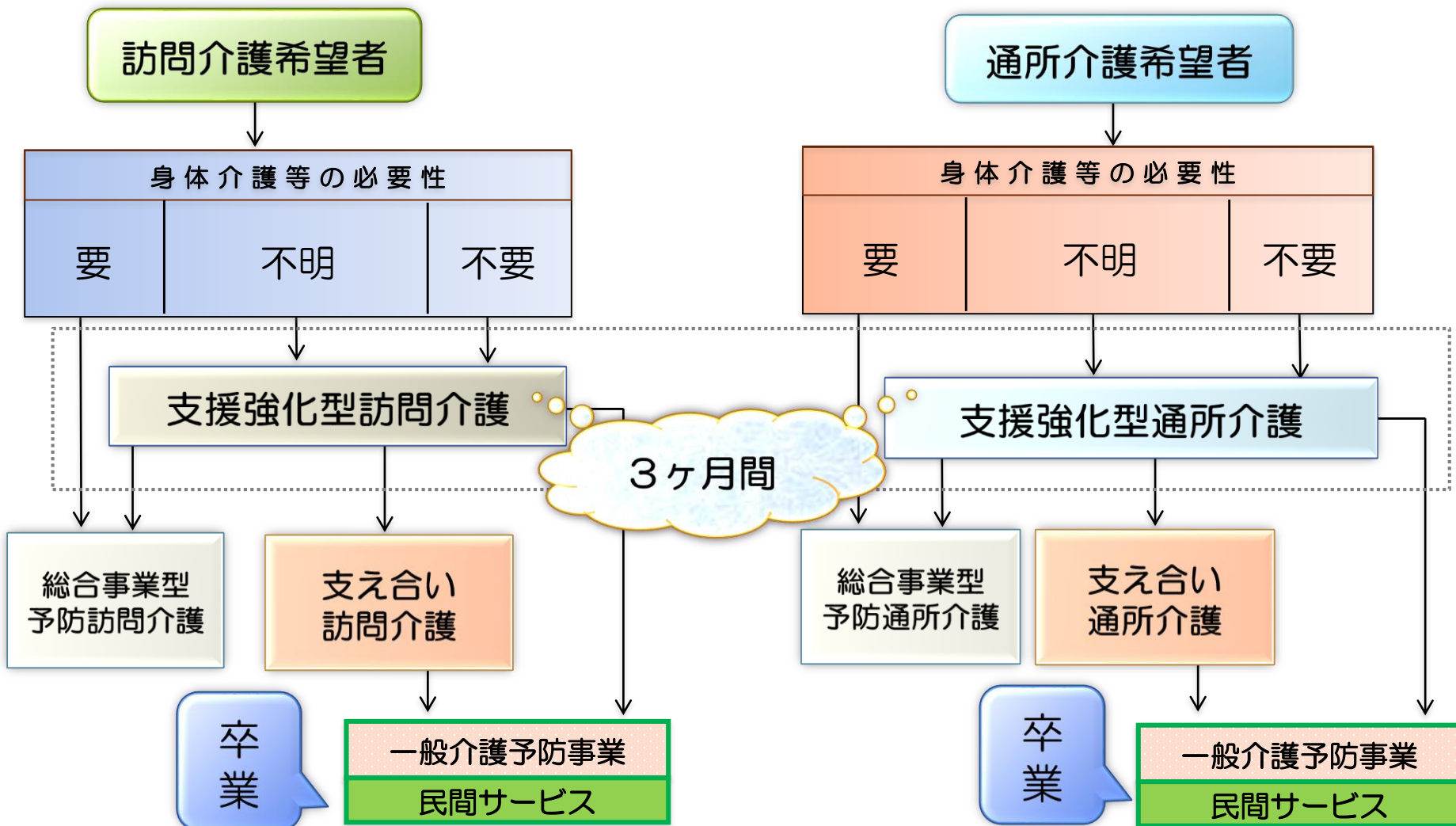
⇒ 毎月開催している介護予防担当者連絡会（介護福祉課、地域包括支援センターの看護職で構成される業務連絡会）において、総合事業について継続議題として検討を行っている。

⇒ 事業所へのアンケートやヒアリング等を実施することで、サービスの提供体制を把握するとともに、事業所、地域包括支援センター、市の三者で意見交換の場を設け、事業内容の見直しの方向性等を検討する。

東久留米市の総合事業の体系について

別紙 1

(平成29年1月～2月実施 東久留米市新しい総合事業市民説明会資料より抜粋)



東久留米市基本チェックリスト					
住 所	東久留米市		ふりがな		市記 入欄
電話番号	— —		氏 名		
生年月日	年 月 日 (歳)				支1
記入日	年 月 日	記入者	本人・家族・その他()		支2
	番号	質問事項(右の「はい」・「いいえ」を○で囲む)		回答	
日常生活	1	バスや電車で1人で外出していますか		0 はい 1 いいえ	
	2	日用品の買い物をしていますか		0 はい 1 いいえ	
	3	預貯金の出し入れをしていますか		0 はい 1 いいえ	
	4	友人の家を訪ねていますか		0 はい 1 いいえ	
	5	家族や友人の相談にのっていますか		0 はい 1 いいえ	
運動機能	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか		0 はい 1 いいえ	
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか		0 はい 1 いいえ	
	8	15分間位続けて歩いていますか		0 はい 1 いいえ	
	9	この1年間に転んだことがありますか		1 はい 0 いいえ	
	10	転倒に対する不安は大きいですか		1 はい 0 いいえ	
栄養	11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか		1 はい 0 いいえ	
	12	身長(cm) 体重(kg) (*BMI 18.5未満なら該当) *BMI(=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))		1 はい 0 いいえ	
口腔機能	13	半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか		1 はい 0 いいえ	
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか		1 はい 0 いいえ	
	15	口の渇きが気になりますか		1 はい 0 いいえ	
外度出頻	16	週に1回以上は外出していますか		0 はい 1 いいえ	
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか		1 はい 0 いいえ	
物忘れ	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると云われますか		1 はい 0 いいえ	
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか		0 はい 1 いいえ	
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか		1 はい 0 いいえ	
こころ	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない		1 はい 0 いいえ	
	22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった		1 はい 0 いいえ	
	23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる		1 はい 0 いいえ	
	24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない		1 はい 0 いいえ	
	25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする		1 はい 0 いいえ	

(案)

窓口質問票

修正後

受付場所

市窓口 ・ 電話 ・ 包括

受付 年 月 日

相談者

本人・家族()・その他()

被保険者番号	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
連絡先	

- 家の中での移動は一人でできますか はい いいえ
- 外出は一人でできますか はい いいえ
- 身だしなみを整えることはできますか はい いいえ
(入浴・着替え・洗面など)
- 食事は一人でできますか はい いいえ
- トイレは一人でできますか はい いいえ

※ひとつでも「いいえ」にチェックが入ったら要介護認定申請検討

<処理欄>

受付日	担当：担当者名	処理	連絡 →	担当：担当者名
	市 東部 中部 西部	基本チェックリスト →事業対象者 →事業対象者非該当 []	連絡日： 備考 ()	市 東部 中部 西部

修正前

窓口質問票

受付場所

市窓口 ・ 電話

受付 年 月 日

被保険者番号	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
連絡先	

- 入浴は一人でできますか はい いいえ
- 着替えは一人でできますか はい いいえ
- トイレは一人でできますか はい いいえ
- 身だしなみを整えることはできますか はい いいえ
- 食事は一人でできますか はい いいえ
- 家の中での移動は一人でできますか はい いいえ

ひとつでも「いいえ」にチェックが入ったら要介護認定申請
をお願いします。

<処理欄>

受付：担当名	連絡：包括・担当名
※備考	連絡日： □当日 □(/) 東・中・西